

財務省告示第二百七十号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十七年六月二十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十七年七月八日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記 号	発行の根拠	法律及びそ の条項の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金 額	振替単位	発行行日	発行価格	利率	初期利子
利付国庫債券（十年）（第二百七 十回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けけるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法 律第九十七号）第二十四條第三 項第四号に規定する郵便貯金資 金による引受け	額面金額で千四百八十八億円	千四百九十九億百十二万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成十七年六月二十日	額面金額百円につき百円七十四 銭	年一・三パーセント	平成十七年十二月二十日を支払 期とし、次の算式により算出し

た金額を支払う。ただし、支払
 期が銀行休業日に当たるとき
 は、その翌営業日に支払う（以
 下、次号及び第十四号において
 規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十	十	十	十		十
七	六	五	四		三
払	払	元	償	償	後
込	場	利	還	還	の
期	所	金	金	期	利
日		支	額	限	子
平	日	額	平	る	い
成	本	面	成	利	て
十	銀	金	二	子	、
七	行	額	十	を	そ
年		百	七	支	の
六		円	年	払	日
月		に	六	う	以
二		つ	月	。	前
十		き	二		六
日		百	十		月
		円	日		間
					に
					属
					す
					お
					十